

# 「病院及び診療所の人員配置、構造設備等に関する基準を定める条例（仮称）案」 に対する意見募集結果の概要について

## 1 意見募集等

いわゆる「地域主権一括法」の施行に伴い、医療法が改正され、これまで国が省令で定めていた医療機関の従業者配置基準、施設整備基準等の基準の一部について、都道府県において条例で定めることとなり、この条例で定める基準の案について県民皆様のご意見を募集しました。

- (1) 募集期間 平成24年9月24日（月）から平成24年10月12日（金）まで
- (2) 周知方法 条例案の概要をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び市町村窓口で概要チラシを配架した。

## 2 意見結果の概要

- (1) 意見のあった件数・・・4件
- (2) 意見の内容と対応方針

○条例で定める基準の案に対する意見

| 対象 | 項目        | 意見の概要  | 対応方針  |
|----|-----------|--|---|
| 病院 | 従業者の配置の基準 | ・「病床数が100以上の病院には栄養士をおくこと」とあるが、管理栄養士のほうがよいのではないか。 | ・従業者の配置基準は、良質かつ適切な医療の提供のための最低基準であり、また、医療法施行規則では、栄養士の配置基準を条例で定めるものと示していることから、管理栄養士については定めないこととする。<br>なお、これより充実を図るかどうかについては、各病院の実情に応じて判断されたい。 |

○その他意見

用字の誤りの指摘（1件）

意見なし（2件）